基

本診療料

療が困難な状態でなけれ

著しく歯科診

〇 歯管

医学管理

は個別指導の未確定分が除かれており、

29医院分の

指摘事項を集計した(左表)。

今回は、

データによる。

(社保研究部)

自主返還につながった個別指導の主な指摘事項

【基本診療料】

- 治療の継続性が認められる診療(歯周治療)に対して初診料を算定していた
- 休日加算に該当しない例に対して算定していた
- 特別対応加算に該当しない例に算定していた
- 特別対応加算を算定した日の患者の状態を記載していない

【医学管理】

○歯管(8)

- 提供文書の 1 回目の管理計画書を作成していない
- 患者またはその家族が記入すべき内容が提供文書に記載されていなかった(患者氏名、 患者の基本状態など)
- 独自に作成した様式の記載事項欄では、算定要件を網羅しておらず記載漏れがある
- 提供文書の担当歯科医名が違っているなど、適切に提供されていない
- 文書提供していない月に、その管理内容の要点をカルテに記載していない(2)
- 初診 1 日で終了し、継続的管理が行われていない場合に算定していた
- 有床義歯を原因とする疾患にかかる治療のみの患者に対して算定していた

- 情報提供文書に記載すべき内容を記載していない(指導内容、プラークの付着状況、指 導を行った歯科衛生士の氏名)(2)
- 歯周病検査とプラークの付着状況の指摘が不適切(不整合)

○義管(4)

- 提供文書のない義管算定
- 提供文書に記載すべき内容(欠損の状態、指導内容、保存・清掃の方法などの要点)が 記載されていない
- 同一初診で別部位への義歯新製に際して義管を再度算定していた
- 同月内で義歯新製を前提に旧義歯修理を伴わない場合に、義管A(現:義管)と義管B (現:歯リハ1)を算定していた

【検査(歯周病関連を除く)】

○顎運動関連検査(6)

- 検査結果をカルテに記載していない(3)
- 検査結果の測定方法や検査結果について説明困難な例が認められた
- ChBの算定に際し、平均値咬合機を使用し、補綴物を作製していた
- 必要性の認められない顎運動関連検査を算定していた

○平行測定(4)

- ・検査結果をカルテに記載していない(2)
- 6歯以上のブリッジにかかる平行測定で、模型が期間内に保存されておらず、写真も添 付されていない(2)

OEMR

• 検査結果をカルテに記載していない

【画像診断】

- 所見が記載されていないエックス線の診断料(13)
- 治療に必要な部位が撮影されていない(2)
- パノラマを誤って算定している
- 全顎撮影の撮影が不適切で算定方法が誤っている

【歯周治療】

○歯周病検査(19)

- •極めて短期間に繰り返し実施された歯周病検査(4)
- 混合歯列期または乳歯列期の患者に対する必要性に乏しい歯周基本検査(3)
- ・歯周基本検査で歯の動揺度検査が実施されていない(2)
- ・歯周精密検査の算定要件を満たしていない(4) (プロービング時の出血の有無の記載がない、プラークチャートを用いたプラークの付 着状況の記載がない)
- ・ 歯周基本検査の検査結果の記載または検査記録の添付がない(2)
- 歯周精密検査の結果が、画像診断から見て妥当性を欠いている
- ・残存歯を検査の対象歯数に数えている(歯内療法、根面被覆処置で積極的に保存した残 根歯を除く)(2)
- 切開と同日に歯周病検査を実施していた
- 1カ月以内の再度の歯周病検査を所定点数の100分の50に減算せずに算定している

○口腔内写真検査(2)

- 口腔内写真検査がプラークコントロールの動機付けを目的とした、歯周疾患の状態を示 す写真撮影が行われていない(2)
- ○歯周基本治療(SC, SRP, PCur)(4)
 - 画像診断の所見から判断して必要性が乏しく不適切なSRP、PCur(2)
 - 歯冠修復物の装着後、同日に当該歯を含むSRPを算定
 - SRPから再SRPまでの間隔が極めて短く、歯科医学的に不適切な例

○歯周外科手術

- 不適切な歯周精密検査に基づいて算定されたFOp
- ○歯周メインテナンス治療
 - 歯周病検査の結果から見て必要性の乏しい再SRP

○P基処

• 使用薬剤名を記載していなかった

○P奶

- 歯周ポケット内への薬剤注入について、承認された用法、用量、使用上の注意を遵守し
- \bigcirc TFix (7)
 - エナメルボンド法に対する装着の費用(3)
 - 歯周病検査の動揺度から判断して必要性の認められない暫間固定(3)
 - 同一部位に繰り返し装着された暫間固定
- ○機械的歯面清掃処置
- 歯科衛生士が実施した歯清で、カルテに歯科衛生士の氏名記載がなかった
- ()内は同一の指摘事項が複数回ある場合の合計数

や算定ルール上の注意点を考えてみたい。開示資料 近畿厚生局に開示請求した個別指導後の うち、「返還にかかる事項」に関連の深 個別指導の着眼点 である。 日であっても急患でない また、 休日加算は、 休 化がない場合は4カ月に 供の要件緩和で症状に変 回の提供でよくなった

況の指摘や歯科衛生士の

プラークの付着状

書の様式を点検し、

チェ

少数歯欠損などの場合

指摘されている。

いなど、 いる。

実態を疑われて

ても記載内容が不備だと

検査結果の説明ができな

の自動入力機能で撮影目

歯周病検査や画像診断

氏名漏れなどが指摘され

ないように注意したい。 ック項目への記入もれが

今回は歯周病検

内に複数回の義管算定が

同一初診1年以

などのカルテ記載を残 は咬合誘導が困難である

5

歯周治

ら明らかにされている。

社保研究部

ょ

古

1)

予約診療の場合などは算 定できない。

文書提供しない月

用いたプラークの付着状

3

検

P

ではプラークチャー

況の記載が必要になるた

めである。

カルテ記載と歯科衛生

れている。

歯周精密検査

いないケースが指摘され

旧義歯修理を伴って

義管と歯リハ1の算定

〇平行測定

次に指摘が多い平行測

19件の指摘があり、

最も

歯周病検査関連はのべ

あるケース、

同月内での

しておきたい

○歯周病検査

には乳歯列

が不整合であると指摘さ たプラークの付着状況と 査と実地指導の際に用い

項は17件だが、そのうち 歯管は全体の半数を占め 医学管理関係の指摘事 由来のDuーなどは要件 疾患がある場合でも義歯 に記載しなければならな MT病名のみや粘膜面 指導の要点をカルテ

〇実地指 を満たさない 実地指の指導内容が算

定不可とされ、

SCなど

連の処置が算定不可

きない。状態の変化がな

ためにカルテ記載を怠

れていないか、

文書提供がさ

になっている。

特別対応加算は診療日

りがちなので注意が必要

件を満たす項目を網羅

定要件を満たしていない

療継続中と判定されて算

日の患者の状態をカルテ ばならない。また、算定

に記載しなければ算定で

ている。

歯周治療の再初診が治

い場合や、

○新製有床義歯管理料 文書提供がな

提供されてい

になっている。

○歯周基

ている。(次号につづく) れた暫間固定も指摘され

とが違っていないか注意 士の業務記録や提供文書 も検査機器や測定方法 をカルテに記載していな が占めている。 記載していて

の半数は顎運動関連検査 ○顎運動関連検査 歯周病検査を除く指摘 検査結果

関連除く)

4 画像診

大半が所見の記載漏れ 診断料が返還の対象 レセコン いる。 定では、 が妥当でないとの指摘ま と照合してP精査の結果 などで算定が否認されて 画像診断

れがないか点検が必要に が必要になり持参物に漏 ッジは模型や写真の保存 加えて、6歯以上のブリ 記載がない場合が多い。 検査結果のカルテ 頻度が高い 歯周基本検査ではポケ

検査結果の記載がないケ の付着状況の記載がない の出血の有無やプラーク ットのみの測定で動揺度 歯周精密検査の算 プロービング時

もある。 算定要件の に減算して 所定点数を の再度の歯周病検査で、 歯周病検査や1カ月以内 査の指摘は多い。 切開と同日に実施した 差本的な指摘 いないなど、 100分の50

> 治療中に繰り返し装着さ 法の場合の装着料や基本 エナメルボンド

対象にな 数間隔は不 返し実施さ 極め Uれた歯周病検 ている。

OFF:-x 暫間固定も、

歯周病検

するP基経 短期間」の日 -明だが、繰り いが自主返還の

否認されたケースがあっ 査の動揺度から必要性が

の除去を必要 期の患者に対 混合歯列期ま

的を記載している場合が たしていない。読影の所 あるが、これは要件を満 としない、 いケースも 縁下歯石

見が必要になる。

検査対象歯に認められな 被覆処置がないために、 践 もあった。 存歯への根面

所見から見てSRPや

ポケットが3ず以

科医学会)を根拠に指摘 断と治療に関する指針」 れるという「歯周病の診 は臨床上の治癒とみなさ 下で動揺度がゼロの場合 いと判断されたケースが PCurの必要性が乏し していると思われる。 (2007年11月日本歯